

労災保険・中小事業主等の特別加入について

(1) 中小事業主等の特別加入についての注意事項

1. 特別加入に関する業務内容・就業時間は、労働者に準じた内容であること
2. 自己の重大な責により負傷した場合や、国の定めに該当した場合、労災保険が適用されないこと
3. 同居の親族と法人の取締役は労災保険が適用されず、特別加入の対象となること
4. 保険料を滞納した場合や、業務処理に必要な書類等の提供を行わなかった場合、労災保険の補償給付が受けられないこと
5. 労災保険給付の認定については労働基準監督署の判断になること

※以下の項目等に該当する場合、被災しても保険給付を受けることができません※

- 事業主の立場として就業する場合（例：取締役会、株主総会、経営者の集まり等）
- 酒気帯びで作業をしていた場合
- 故意に怪我をした場合
- 仕事が原因であると思われる過労やストレスによる病気の場合
（仕事が原因であるという医師の証明がとれても、事業主等の場合は仕事を自由に休める裁量があるため、労災給付されない判例があります。）

※以下の項目等に該当する場合、被災しても保険給付を受けることができない可能性があります※

- 申請した就業時間や業務内容、または申請した業務内容に直接附帯する業務以外を行う場合
- 建設業で、現場労災のみに特別加入されている方が自社倉庫・事務所等で被災した場合
（建設業の場合、労災保険は現場労災と事務所労災に分かれています。資材置場・事務所等で怪我をした時は、事務所労災の特別加入が必要となります。）
- 就業時間中の災害でも、労働者を伴わず就業する場合
- 業務起因性が明確でない場合

(2) 親族についての注意事項

親族については使用者と一体となり経営を補助していると考えられるため、特別加入が望めます。

親族で雇用保険に加入する場合は、労働基準法が定める労働者でなければならず、事業主の指揮命令の下、業務に従事し、且つ雇用契約書・賃金台帳・出勤簿等により、労働時間・労働条件が明記されたものの備え付けが必要となります。

(3) 建設業の労災保険についての注意事項

下請※での仕事で労働者が怪我をした場合、元請会社を通して（元請会社の労災保険を使用する）、労災保険給付の申請を行わなければいけません。

特別加入の方は下請での仕事であっても、自社の労働保険番号が適用となりますので、まずは当協会までご連絡ください。

尚、労災給付申請の有無に関わらず、事業主より安全衛生法に基づく『労働者死傷病報告』の提出は必要となります。提出がなければ、労災隠しとなり犯罪となりますのでご注意ください。

※下請の仕事には、自社倉庫・事務所から元請の工事現場を行き来する行為についても、原則含まれます。

確認書

貴協会に事務処理を委託するにあたり、下記の事項を確認しました。
貴協会の規約・定款を遵守し、一切迷惑をかけることなく、不服の申し立てはいたしません。

1. 加入について
 - ・貴協会の提示する書類を返送し、納入金額の振込確認ができてからの加入手続き※となること
 - ・特別加入の適用は、国に申請書類が受理された日の翌日からとなること
 - ・天災地変やシステムの不具合等の理由により、貴協会から国への申請が遅延する場合があること
2. 労災保険・中小事業主等の特別加入について
「労災保険・中小事業主等の特別加入について」(別紙)を理解しました。
3. 委託の解除・資格の喪失について
 - ・申込時に虚偽の申告があった場合
 - ・現状かつ将来に渡って暴力団排除条項に該当すると判明した場合
 - ・保険料・会費・委託費を滞納した場合
 - ・業務処理に必要な書類等の提供を行わなかった場合
 - ・その他、労働保険事務組合事務処理規約・協会員規約・定款に違反した場合

※入金について

1. お手続きは、提示する書類の返送と、15 時までに入金のお振込が確認出来た日に国へ申請となります。
15 時以降にお振込の場合は、翌営業日の申請となり、申請の翌日が最短の加入となります。
例：7/1(金)16 時入金の場合、土・日・祝日が当協会休みの為、7/4(月)お振込額確認後、国へ申請し、7/5(火)からの特別加入適用となります。
2. 国の指示により、一人親方労災保険料と中小事業主労働保険料の預り口座は別々の管理となっております。
口座を間違ってお振込された場合、当協会としてはお振込の確認が出来ず、特別加入の手続きが出来ない、または手続きが遅れてしまう可能性がございます。その場合、お怪我等をされても労災保険の適用がされない事態になりますので、必ずお間違いのないよう、お振込をお願い致します。

令和 年 月 日

住所

事業所名

代表者氏名

印
(又は署名)